

Q & A
週休 2 日工事に関して

○ 対象となる工事等について

Q 1 勝央町が発注する営繕工事はすべて対象となるのか。

A 1 勝央町が発注する原則全ての営繕工事を対象とします。なお、対象工事または対象外工事であることは、工事特記仕様書にその旨を明記しています。

Q 2 週休 2 日を達成しなかった（できなかった）場合にペナルティーはあるのか。

A 2 「受注者希望型」は週休 2 日工事の実施を必須としているものではなく、受注者が希望する場合に実施するものであるため、週休 2 日工事を希望しなかった場合もしくは達成できなかった場合にペナルティーはありません。

○ 対象期間及び休日について

Q 3 対象期間とは何か。

A 3 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日を言い、準備期間を除く。）から工事完成日までの期間とします。なお、準備期間とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）の期間のことです。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含みません。

Q 4 工事完成日とは何か。

A 4 工事完成日は工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とします。なお、工事着手日及び工事完成日は「休日等取得計画表」に計画と実績を明示するものとします。

Q 5 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A 5 営繕工事では、執務並行改修（居ながら施工による改修）等により休日に作業せざるを得ないなど工事制約も多いことから、週休 2 日工事では曜日を限定することなく、現場閉所（現場休息）の日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態の 4 週 8 休以上を週休 2 日としています。

Q 6 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

A 6 受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として、受発注者間の協議により「営繕工事における週休 2 日工事実施要領」第 2 条第二号の対象期間から除外する期間を決定します。

Q 7 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A 7 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画表」に計画と実績を明示してください。

Q 8 休日の確認はどのように行うのか。

A 8 毎月初めに発注者に提出していただく「休日等取得計画表」に記載された休日の取得実績で確認しますが、必要に応じて、発注者が、当該施設管理者等に現場閉所等の状況を問い合わせ、確認を行います。

Q 9 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休 2 日工事として認められないことになるのか。

A 9 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、「勝央町営繕工事における週休 2 日工事実施要領」第 2 条第二号の対象期間に含まないこととしています。

Q10 週休 2 日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A 10 現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込んでおり週休 2 日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書第 2 3 条第 1 項の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

○ 積算方法について

Q11 週休 2 日工事の積算方法はとなっているのか。

A 11 現場閉所（現場休息）の状況に応じて、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数を

乗じて補正し工事費を積算することとしています。
詳細につきましては、**別添 1** をご参照願います。

Q12 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

A12 週休 2 日工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

○ 設計変更について

Q13 設計変更とは具体的には何か。

A13 月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合は、労務費に乘じる補正係数を 1.00 から 1.04 に、通期の 4 週 8 休を達成した場合は、補正係数を 1.00 から 1.02 に変更し、契約書第 26 条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を変更します。